

発行元：岡山市下水道河川局

発行年：令和2年11月



# 下水の道案内

～その水を守るのはあなた～

当たり前すぎて  
気づかない存在

岡山市下水道河川局

# 下水道は、快適な生活に 欠かせない最も 基本的な施設です。



下水道は、汚れた水をきれいにして、川や海に戻すという大切な役割をもっています。市では、昭和27年から下水道工事を始めました。今では、10の浄化センターで汚れた水をきれいをしています。また、各家庭からの下水を処理できる区域を広げ、市民の皆様にあらぎと潤いのある快適な生活環境づくりをめざして、下水道整備に取り組んでいます。

公共下水道が整備されると、各家庭から出る雑排水（汚水）は、排水設備を通じて公共下水道に流さなければなりません。この「下水の道案内」は、皆様が水洗化工事をすることによって快適な生活環境を作っていただくためのものです。



## 目次

1. 公共下水道事業計画～公共下水道埋設工事まで	.....	1
2. 公共下水道供用開始の公示～敷地内の排水設備維持管理まで	.....	2
3. 宅内排水設備と公共下水道の境界と責任区分	.....	3
4. 宅内の排水設備工事のながれ	.....	4
5. 排水設備工事の申し込みから使用開始まで	.....	5
6. 下水道使用料	.....	6～8
7. 下水道事業負担金	.....	9～10
8. 自分でできる簡単な点検とお手入れ	.....	11
9. 下水道の正しい使い方	.....	12
10. 大雨が降ったときの下水道の異状と対処法について	.....	13
11. 私道に下水道を敷設するには	.....	14～15
12. 各種補助制度について	.....	16
13. お問い合わせ先	.....	17

## 1. 公共下水道事業計画～公共下水道埋設工事まで

下水道が使えるようになるには、市と皆様とが協力して、整備していく必要があります。下水道が使えるようになるまでは以下のような流れとなります。更に詳細なものは別ページで説明しています。

以下、実施主体

※市が行うもの

※土地・建物所有者等が行うもの

### 公共下水道事業計画

下水道の幹線が通っている地域を主として、下水道整備の効率性を考慮しつつ、順次下水道事業計画区域を拡大しています。

※皆様の近くの公道に下水道管埋設工事着手の7年程度前

### 地元説明会

または  
戸別訪問による説明  
または  
回覧による説明

工事区域の方を対象に地元説明会を開く場合があります。市の下水道事業の目的と概要、工事内容などについて、工事区域に不動産をお持ちの方にご説明し、質問にお答えします。

●説明会等でお渡しした「取付ます設置申請書」を提出していただきます。これは道路の境界から1m以内の宅地内に設置させていただくためにご希望の設置場所を記載していただくものです。

●まずは、原則として、500㎡につき、無料で1個設置、500㎡以下で複数個設置の場合は、2個目から有料となります。※旧合併町などで異なる場合もあります。

※取付ますの位置…P3

### 工事前の調査

●試験掘：家の前にある市道などに埋設されているガス管や水道管などの位置を確認させていただくものです。

●家屋調査：工事前に皆様の家屋を調査させていただきます。万が一、下水道工事で家屋等に損害が発生した場合に、適正な補償を行うための基礎資料とするものです。

### 公共下水道埋設工事等

「市道などに下水道管の埋設」「宅地内に取付ますの設置」工事を行います。

なお、「宅地内に取付ますの設置」工事前に工事業者立会いのもと、設置場所の確認をさせていただきます。

次ページ 公共下水道供用開始の公示へ続く

## 2. 公共下水道供用開始の公示～敷地内の排水設備維持管理まで

前ページの「公共下水道埋設工事等」から

### 公共下水道供用開始の公示

下水道が使用できるようになると、使用可能となった区域（供用開始区域）と使用可能となる日（供用開始日）を、その区域内の建物所有者等に個別にお知らせします。また、「市民のひろば おかやま」、「岡山市ホームページ」にも掲載します。

### 下水道事業負担金

供用開始日の翌年度に、供用開始区域の土地所有者にその土地に対し、一度限りで賦課されます。

※下水道事業負担金…P9, 10

### 下水道への切替工事

●下水道法により、建物所有者は、供用開始日から、くみ取り便所は3年以内、浄化槽は概ね1年以内に切り替え工事を行うよう義務付けられています。

●宅地内の排水設備工事は市が指定した岡山市下水道排水設備指定工事店に依頼して工事してください。工事費は自己負担です。

※切替工事…P4

●切替工事によっては、水洗便所改造等補助金の交付に該当する場合があります。申請が必要です。詳しくは、下水道営業課営業係（P17）までお問合せください。

### 下水道使用料

●水道使用の場合 … 2か月ごと（瀬戸、御津、建部地区は1か月ごと）に水道局から水道料金と合わせて請求させていただきます。

●水道水以外を … 営業用の場合、1か月ごとに下水道河川局から請求させていただきます。家庭用は1か月又は2か月ごとに水道局から水道料金と合わせて請求させていただきます。

※下水道使用料…P6～8

### 宅地内の排水設備の維持管理

●台所、お風呂、トイレなど排水設備、市の取付ますまでの宅地内排水管の清掃（汚れ、詰り）、修繕などは建物所有者等の負担となります。

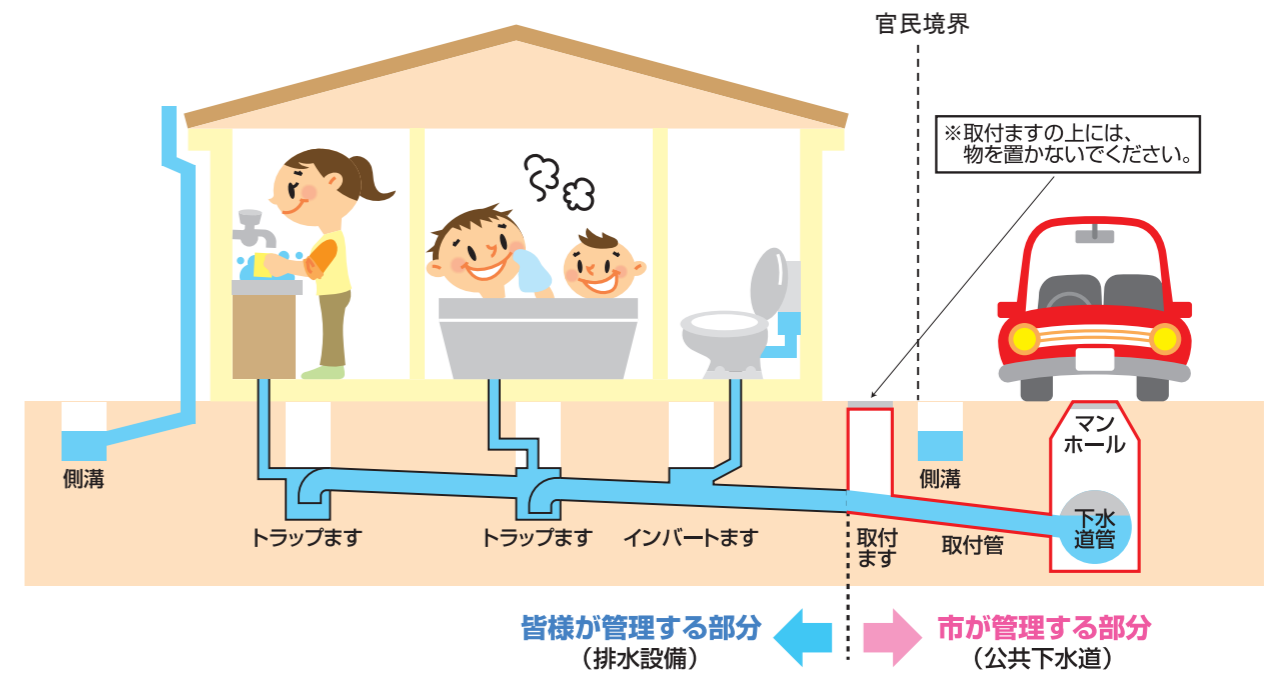
※自分でできる簡単な点検とお手入れ…P11

※下水道の正しい使い方…P12

## 3. 宅内排水設備と公共下水道の境界と責任区分

### 宅内排水設備と公共下水道の境界等

	下水道施設	
	排水設備	公共下水道
場所	トイレ・お風呂、台所、洗面所、洗濯機等から取付ますの手前まで	取付ますから下水処理場まで
設置・維持管理する人	<b>土地・家屋の所有者</b> ※排水設備の工事は、岡山市下水道排水設備指定工事店にご依頼ください。 ※修理費用は所有者の負担となります。大切に管理してください。 (自分でできる簡単な点検とお手入れ…P11)	<b>岡山市</b> ※市が管理する取付ますや道路の下水道本管などの詰りは、担当課までご連絡ください。…P17



### 取付ますとは

取付ますは、ご家庭や事業所で使われた、し尿や汚れた水を一箇所に集め下水道管に流し込むために必要な施設です。これを皆さまの宅地内に設置させていただきます（公道との境界から1m以内）。原則として1戸に1個を市が設置し、その後維持管理します。

### 取付ますの設置位置にご注意を

宅地前の公道に下水道管を埋設する時に、取付ますまで同時に工事します。その取付ますの設置位置は、皆さまから提出していただく「取付ます等設置申請書」に基づいて決めます。工事前にも双方で確認しますが、一度設置した取付ますの付替えはすべて自己負担となりますので、設置位置を決めるときには、十分な検討をしてください。

## 4. 宅内の排水設備工事のながれ

排水設備工事の依頼は、必ず岡山市下水道排水設備指定工事店に

排水設備（台所、お風呂、トイレなどの設備を公共下水道と接続する）工事は、正しく行わないと詰まりや故障の原因となります。このため、市では条例で定められた基準を満たした工事店を指定する排水設備指定工事店制度を設けています。

岡山市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という）は、法律や条例で定められている基準にあった設備をつくるために、必要な知識と技術を習得しているとともに、工事に必要な手続きをみなさま（申請者）に代わって行えるようになっています。

※指定工事店以外で工事を行うと罰則が科せられます。また、工事のやり直しが必要となる場合がありますので、必ず指定工事店に工事の依頼をしてください。

※全指定工事店の名簿・最新情報は、市のホームページ（岡山市下水道排水設備指定工事店名簿）でご確認ください。または、下水道営業課排水設備係（P17）までお問い合わせください。

### 工事契約にあたっての注意点

- ①見積りは、同一条件のもと複数の指定工事店へ依頼することをお勧めします。また見積りが有料の場合もありますので、確認してから見積りを依頼してください。
- ②工事契約については、工事内容、追加工事への対応、工事期間、工事の材料などが明示してあるかどうかご確認ください。
- ③申請書類等への署名や捺印は、工事費・工事期間などを十分確認の上、行ってください。
- ④利害関係者（地主・家主）がおられる場合は、話し合いを行い、承諾を得てください。

### 工事の申し込みから使用開始までのイメージ



## 5. 排水設備工事の申し込みから使用開始まで

以下、実施主体

※市が行うもの

※土地・建物所有者等が行うもの

①指定工事店に工事の見積りを依頼してください。

②指定工事店と、工事内容（排水管経路や設置する便器の種類など）や工事期間など、十分な打ち合わせを行った上で、工事費用などの設計見積書を受け取ってください。

③指定工事店と工事費の支払い方法などを話し合った上で、契約を交わしてください。

④市に排水設備等計画確認申請書類を提出していただきます。なお、書類の作成や提出は指定工事店が代行します。ただし、申請者は、署名・記名、押印を、内容をよく確認したうえで申請者ご自身で行ってください。

⑤市は、申請書類を基に、工事内容等を確認し、法令等の基準に合っていれば、排水設備等計画確認通知書にて通知します。

⑥指定工事店は、工事を行い、工事を完了させます。

⑦指定工事店は、工事完了後、ただちに「公共下水道使用開始届」「排水設備等工事完工届」を作成し、市に提出します。ただし、申請者は、署名・記名、押印を、内容をよく確認したうえで申請者ご自身で行ってください。

⑧市が工事の完了検査を行います。検査不合格の場合は、市が指定工事店に対し、改善を命じます。



## 6. 下水道使用料

下水道使用料は、家庭や工場から排出された雑排水（汚水）をきれいな水にして川や海などへ放流するための処理費や下水管の清掃や補修などの維持管理費としていただくものです。

下水道に接続すると下水道使用料の負担が必要となり水道料金と一緒に請求されます。

### 下水道使用料の算出方法（水道水を使用している場合）

水道水を使用している場合の下水道使用料の算定の基になる水量は、原則、水道使用水量と同じです。よって、水道局が地区により、1か月または2か月に一度行う検針により、水量が決定されます。

#### ●水道水をご使用の場合

(2か月あたり税抜き)

用途	基本料	1m <sup>3</sup> あたりの金額						
		1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階
		1~20m <sup>3</sup>	21~40m <sup>3</sup>	41~100m <sup>3</sup>	101~400m <sup>3</sup>	401~1,000m <sup>3</sup>	1,001~2,000m <sup>3</sup>	2,001m <sup>3</sup> 以上
一般用	1,076円	62円	158円	200円	255円	341円	392円	424円
公衆浴場	540円	1m <sup>3</sup> につき32円						

\*なお、消費税を別途いただきます。(1円未満の端数は切り捨て)

#### ●水道水を使用した場合の下水道使用料計算例

・水道水を使用した場合(一般用)2ヶ月で20m<sup>3</sup>使用した場合

**[1,076円+(62円×20m<sup>3</sup>)]×1.10=2,547円(税込)**

・水道水を使用した場合(一般用)2ヶ月で45m<sup>3</sup>使用した場合

**[1,076円+(62円×20m<sup>3</sup>)+(158円×20m<sup>3</sup>)+(200×5m<sup>3</sup>)]×1.10=7,123円(税込)**

・水道水を使用した場合(一般用)2ヶ月で60m<sup>3</sup>使用した場合

**[1,076円+(62円×20m<sup>3</sup>)+(158円×20m<sup>3</sup>)+(200×20m<sup>3</sup>)]×1.10=10,423円(税込)**

#### ●水道水を使用した場合の下水道使用料速算式

速算式の利用方法

①旧岡山市、灘崎地区の方は2か月分、御津、建部、瀬戸地区の方は1か月分の使用水量のデータを用意し、表の「使用水量」のどの範囲に当てはまっているか確認します。

②次に①の水量を表の「速算式」の「水量」に導入します。

③消費税分を加算すると、下水道使用料が簡易に算出できます。

A表 2か月ごとの検針地区の下水道使用料速算式表（旧岡山市、灘崎地区）

(2か月あたり税込み)

使用水量	速算式(1円未満の端数切り捨て)
0m <sup>3</sup>	1,076×消費税率=1,129円
1 ~ 20m <sup>3</sup>	(62×水量+1,076)×(1+消費税率) 円
21 ~ 40m <sup>3</sup>	(158×水量-844)×(1+消費税率) 円
41 ~ 100m <sup>3</sup>	(200×水量-2,524)×(1+消費税率) 円
101 ~ 400m <sup>3</sup>	(255×水量-8,024)×(1+消費税率) 円
401 ~ 1,000m <sup>3</sup>	(341×水量-42,424)×(1+消費税率) 円
1,001 ~ 2,000m <sup>3</sup>	(392×水量-93,424)×(1+消費税率) 円
2,001m <sup>3</sup> 以上	(424×水量-157,424)×(1+消費税率) 円

※1円未満端数切捨

B表 1か月ごとの検針地区の下水道使用料速算式(御津、建部、瀬戸地区) (1か月あたり税込み)

使用水量	速算式(1円未満の端数切り捨て)
0m <sup>3</sup>	538×消費税率=591円
1 ~ 10m <sup>3</sup>	(62×水量+538)×(1+消費税率) 円
11 ~ 20m <sup>3</sup>	(158×水量-422)×(1+消費税率) 円
21 ~ 50m <sup>3</sup>	(200×水量-1,262)×(1+消費税率) 円
51 ~ 200m <sup>3</sup>	(255×水量-4,012)×(1+消費税率) 円
201 ~ 500m <sup>3</sup>	(341×水量-21,212)×(1+消費税率) 円
501 ~ 1,000m <sup>3</sup>	(392×水量-46,712)×(1+消費税率) 円
1,001m <sup>3</sup> 以上	(424×水量-78,712)×(1+消費税率) 円

※1円未満端数切捨

### 下水道使用者の変更、使用の中止、再開など（水道水を使用している場合）

●水道局の電話受付センターに申し出てください。(086-234-5959)

水道局に変更届を提出されますと、自動的に下水道使用料も変更されます。

●新規に口座振替とされる場合も、水道局に申請してください。

●工事用水等で水道を使用し、下水に流れない水量がある場合は下水道営業課使用料・負担金係(P17)に届け出が必要となります。

### 下水道使用料の算出方法（水道水「以外」を使用している場合）

井戸水など水道水「以外」を使用している場合の下水道使用料は計量器の検針数値により算定します。ただし、ご家庭で使用している井水に関しては、検針による水量測定ではなく、世帯人数に応じたみなし水量制となります。

#### ●(事業用)水道水以外を使用した場合の下水道使用料速算式

速算式の利用方法

①1か月分の使用水量のデータを用意し、表の「使用水量」のどの範囲に当てはまっているか確認します。

②次に①の水量を表の「速算式」の「水量」に導入します。

③消費税分を加算すると、下水道使用料が算出できます。

(1か月あたり税込み)

使用水量	速算式(1円未満の端数切り捨て)
200m <sup>3</sup> 以下	(128×水量)×(1+消費税率) 円
201 ~ 300m <sup>3</sup>	(170×水量-8,400)×(1+消費税率) 円
301 ~ 500m <sup>3</sup>	(237×水量-28,500)×(1+消費税率) 円
501 ~ 2,000m <sup>3</sup>	(300×水量-60,000)×(1+消費税率) 円
2,001m <sup>3</sup> 以上	(374×水量-208,000)×(1+消費税率) 円

※1円未満端数切捨

※下水道局から送付する納入通知書で納めていただきます。

#### ●(家庭用)水道水以外を使用した場合の下水道使用料

○井水のみを使用した場合

水道水以外の下水道みなし使用水量早見表(全地区)

(1か月あたり税込み)

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
みなし使用水量	8m <sup>3</sup>	12m <sup>3</sup>	16m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	24m <sup>3</sup>	28m <sup>3</sup>

※使用人数が6人を超える場合、一人につき4m<sup>3</sup>を加算します。

※B表で下水道使用料の計算が可能です。

○水道水と井水を併用して使用した場合

水道水以外の下水道みなし使用水量早見表

	使用人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
岡山、灘崎地区	みなし使用水量	8m <sup>3</sup>	12m <sup>3</sup>	16m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	24m <sup>3</sup>	28m <sup>3</sup>	(2か月ごとの検針地区)
御津、建部、瀬戸地区	みなし使用水量	4m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	12m <sup>3</sup>	14m <sup>3</sup>	(1か月ごとの検針地区)

※使用人数が6人を超える場合、一人につき4m<sup>3</sup>を加算します。

※水道を使った水量とみなし水量（井水）の合計が下水道使用水量になります。

※水道水と水道水以外（家庭用）を使用した場合、合算して水道局から請求します。

※A表又はB表で下水道使用料の計算が可能です。

下水道使用者の変更、使用の中止、再開など（水道水「以外」を使用している場合）

- 変更等がある場合は、下水道営業課使用料・負担金係（P17）に届け出が必要となります。
- 水道水「以外」の下水道使用料の口座振替をご希望の場合は、下水道営業課使用料・負担金係（P17）までお問合せください。
- 水道水と水道水以外を併用して、下水道をご利用の方で、変更がいずれもある場合には水道局、下水道局いずれも届け出が必要となります。

コラム：下水道使用料の使いみち

皆様の下水道使用料は、私たちが使った水をきれいにするための施設の維持管理費に使われています。また、下水道施設の建設費の借金の返済にも一部使われています。

皆様の  
下水道使用料によって  
下水道事業は  
成り立っています。



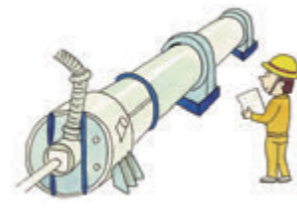
下水道の建設



下水処理場の汚水処理



ポンプ場の運転



下水道の維持管理



下水道の清掃

7. 下水道事業負担金

下水道事業負担金制度とは

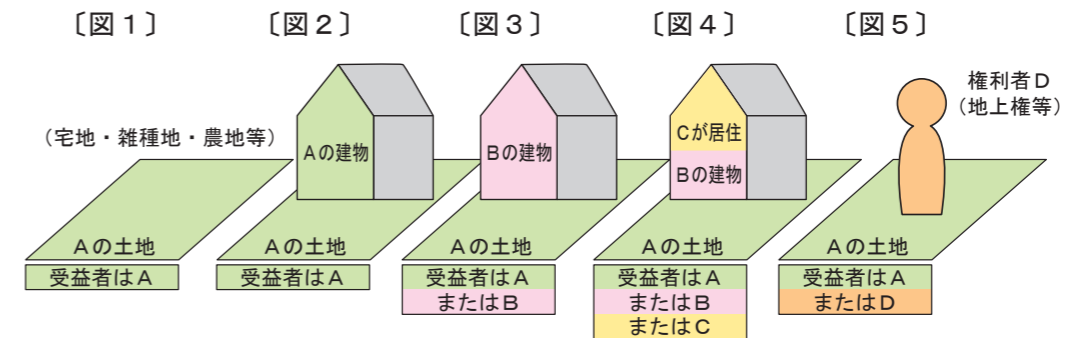
下水道を利用できる方は道路や公園と異なり、下水道が整備された区域の方に限られます。このように下水道が整備されると、生活環境が著しく改善され、整備されていない区域に比べ、土地利用等に大きな差が生まれます。そこで下水道が利用できるようになった土地を所有されている方などその受益を受ける方に、建設費の一部として、その土地に対して一度限り負担していただく制度です。

対象となる土地について

土地の利用形態を問わず、公共下水道が整備された区域の土地すべてが対象です。

負担金を納めていただく方（受益者）

納めていただく方は、原則として下水道が整備された区域内の土地の所有者です。（図1～5のAさん）  
ただし、その土地に建物所有者・居住者・地上権者がいる場合、相手の承諾があれば受益者の変更ができます。（図3～5におけるBさん・Cさん・Dさん）



負担金の額とその計算

負担金の額は、土地の面積に負担金単価（1m<sup>2</sup>あたり377円）を乗じて算出します。

$$\text{土地の面積 (m}^2\text{)} \times 377\text{円} = \text{下水道事業負担金額 (円)}$$

※高整備効率市街化調整区域は除きます。

※瀬戸地区、灘崎地区、御津地区、建部地区は単価等が異なりますので、下水道営業課使用料・負担金係（P17）までお問合せください。

徴収猶予と減免

負担金の納付を延期したり、金額が減免になる場合があります。その場合申請が必要です。

① 猶予の対象

- ・災害又は盗難で支払が困難である場合…1年ないしは2年以内
- ・農地…農地以外に転用されるまで、又は所有権等変更まで

② 減免の対象（以下、各項目により減免率は異なる）

- 自治会の建物用地、消防団所有用地、生活保護受給世帯又はそれに準ずる生活困窮者、文化財指定の土地 等

以下、実施主体 ※市が行うもの ※土地・建物所有者等が行うもの

申告から納付までの流れ

**賦課公告日** 市は、負担金賦課対象土地を公告し、公告日の土地所有者が受益者となります。

**5月中旬** 市は、申告書を作成して、受益者に発送します。  
※申告書には、あらかじめ登記簿をもとに（地籍、面積、所有者）を記載しています。

**5月下旬** 変更等があればその旨記載し、その後申告者欄に記入押印し、返送ください。  
※申告書の返送がない場合、市は同意があったものとして、申告書記載内容で決定します。

**8月上旬** 市から納付書が発送されます。記載してある納期限までにお支払いください。

支払い方法と納期

①3年12回分割払い…負担金を12回に分けて、3年間で納めていただく方法

1年度目	2年度目	3年度目	納付期間
第1期	第5期	第9期	8月1日～8月31日
第2期	第6期	第10期	10月1日～10月31日
第3期	第7期	第11期	12月1日～12月25日
第4期	第8期	第12期	2月1日～2月28日

②1年度分一括払い…1年4回分を初回納期までにまとめて支払い、3年間で納めていただく方法

③3年度分一括払い…3年12回分を初回納期までにまとめて納めていただく方法

※②、③には、以下の前納報奨金を交付するため、納付金額はお安くなります。

※納期限が休日の場合はその翌日  
※灘崎地区は、期数が異なります。

前納報奨金

負担金を各年度の最初の納期限(8月31日)までに3年(12期)分、又は1年(4期)分を一括して納付していただくと、前納報奨金を交付いたします。(前納報奨金は、納付の際に負担金額から差し引かれます。)

前納報奨金＝納期前に繰上納付した負担金額×報奨金交付率

3年度分一括…11期分の負担金額の8パーセント(限度額26,400円)

1年度分一括…3期分の負担金額の2パーセント(限度額1,800円)

[ご注意]納期限(8月31日)をすぎると前納報奨金は交付されませんので、必ず納期限までに納付してください。

8. 自分でできる簡単な点検とお手入れ

よくある異常とその対応方法を記載しております。こまめにお手入れを行っている場合は、異常は発生しづらいので、点検とお手入れをお願いします。市の取付ますから宅地内の排水設備内の異常は、個人負担となります。対応困難な場合は、指定工事店に依頼する方法もあります。

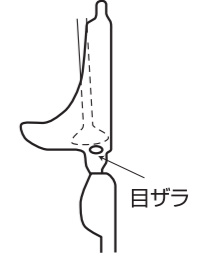


排水口が詰まっているとき

点検箇所	点検箇所の状態	処理のしかた
排水口	汚水が流れないとき	排水口が詰まっていることがあります。ラバーカップ等でつまりを取り除いてください。
インバートます	汚水が流れてこないとき 汚水がたまっているとき	宅地内で詰まっていますので、指定工事店又は管専門の業者へ連絡して修理してください。
取付ます	汚水が流れてこないとき 汚水がたまっているとき	宅地内で詰まっていますので、指定工事店又は管専門の業者へ連絡して修理してください。 下水道本管が詰まっていることがありますので、下水道保全課(P17)へ連絡してください。

●小便器のつまり

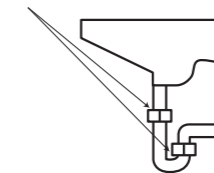
目ザラをとり水を流しながらラバーカップを上下に動かす



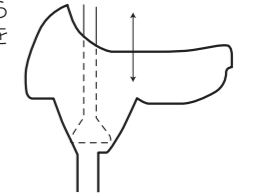
●床排水口(床排水トラップ)のつまり  
上をはずして中を清掃する



●洗面器のつまり  
はすして清掃する



●大便器のつまり  
水を流しながらラバーカップを上下に動かす

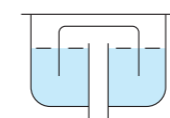


悪臭がするとき

悪臭の場所	点検箇所	点検箇所の状態	処理のしかた
トイレ	床排水トラップ	トラップ内に水がたまっていないとき	時々水を注いで、トラップ内に水をためてください。
台所・風呂場	トラップます	トラップますの中にゴミがたまっているとき	月に1回程度、ひしゃくなどで中に付着しているゴミ・汚物を引き上げるなど清掃してください。

●床排水・洗面器・小便器から悪臭がするとき

トラップに水が入っていないので、水を入れてください。



床排水トラップ

宅地内にある排水設備(ます、配管)の管理について

- ①台所から出た所にあるますは、下水管のつまり防止のため、油を阻集する構造となっています。1～2ヶ月ごとに清掃してください。
- ②他のます等も最低年一回は開けて点検や清掃等をしてください。
- ③宅地内の配管及びます等が詰まった場合は、施工業者等へ連絡して処置してください。
- ④市が管理する取付ますや本管のつまりについては、下水道保全課(P17)へ連絡してください。

## 9. 下水道の正しい使い方

下水道に流さないでください

### 台所

油(下水道管の中で固まります)  
ごみ、野菜くず  
残飯



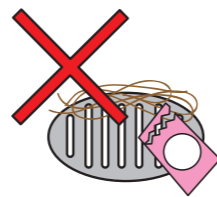
### トイレ

トイレットペーパー以外の紙  
タバコ  
ガム  
おむつ



### お風呂

髪の毛  
試供品等のごみ



非常に危険です!

揮発性の高い危険物は大爆発を  
起こす原因になります。



コラム：食用油は、下水道の大敵

使い古しの食用油を下水道に流したら…どうなるのでしょうか?

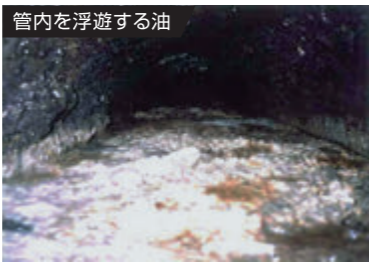
### 下水道管を詰ませる原因に!

油は、下水道の管内で固まってしまう。また、固化した油に排水口を通して流れ出た髪の毛やごみが付着することで、さらに管内を詰ませる原因となります。その後、悪臭の原因にもなります。

油が詰まっている状態



管内を浮遊する油



### 油をきれいにするのは微生物も大変!

油20mlを川や海に安全に返すためには約6,000ℓ(浴槽約20杯分)の水が必要です。また、浄化センターでは、微生物によって汚れた水をきれいにはしていますが、私たちがたくさん油を流してしまったら、その微生物がよごれをきれいにできる範囲を超えてしまい、大変な労力が必要となってしまいます。

## 10. 大雨が降ったときの下水道の異状と対処法について

大雨の際、道路の冠水や宅地の浸水が発生し、マンホールや汚水ますの隙間等から雨水が下水管に入り込みます。

それによって、下水管が雨水でいっぱいになり排水できず、マンホールから水があふれたり、地域によっては、下水道の流れが悪くなって、宅内で以下のような状況が発生したりという場合があります。対応などの詳細は、ホームページで紹介しています。

- トイレなどからゴボゴボと音がする…汚水管の空気が押し出されることが原因です。音が収まるまで、下水道(トイレ、ふろ等の水回り)の利用を控えていただくことをお勧めします。
- トイレなどが流れづらく、水が押し戻されて水位が上がる…簡易的な逆流防止策として、水のう(ビニール袋等に水を入れ、口を縛ったもの)で排水口等をふさぐ方法があります。

### 逆流防止方法など

- ①岡山市指定ゴミ袋など20ℓ以上の容量の袋を2枚用意します。二重に重ね、水を入れ、口をしっかり閉めます。



- ②トイレ、お風呂など逆流しそうなところに設置します。





## 1.1 私道に下水道を敷設するには

私道にしか住居が面していない建物は、原則として皆さまの費用で公共下水道まで接続をお願いしています。しかし、市では下水道の利用促進のため、条件を満たした場合は、市が私道に公共下水道を敷設したり、皆さまが共同排水設備を設置する場合に補助金を交付する制度があります。（事業計画区域内に限る。）

### 私道に公共下水道を敷設する場合（私道内公共下水道設置制度）

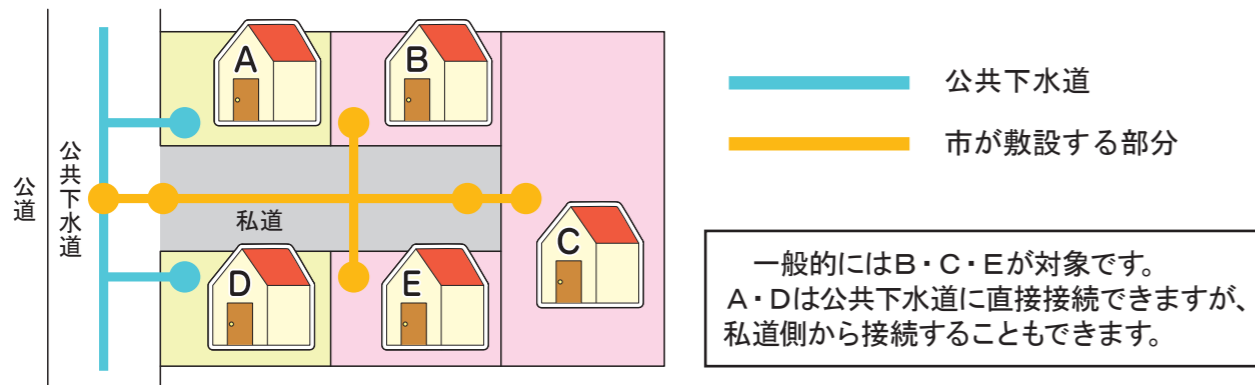
「私道内公共下水道設置制度」とは、「設置の要件」を満たした場合、公道の場合と同様に市が私道へ公共下水道の敷設工事を行う制度です。私道内に整備された排水施設は、市所有となり、維持管理も市が行います。

#### 設置の要件

- 私道の一端が公共下水道の敷設されている道路又は、近々公共下水道の敷設が計画のある道路に接続していること。
- 私道の幅員が2.5m以上であり、公共下水道の敷設が可能であること
- 私道に面する土地と建物の所有者及び住人の全面的な協力が得られること
- 私道に汚水を排除すべき戸数が2戸以上で、かつ、2戸は所有者が異なること
- 公共下水道が整備されたとき、全戸が直ちに公共下水道に接続すること。
- 地下埋設物が支障となる場合、その移設について承諾を得ていること
- 市と私道敷の所有者との間に地上権設定契約又は土地使用貸借契約が締結できること
- 私道敷の所有者が公共下水道の敷設及び維持管理による私道敷の使用を承諾していること
- 私道敷の使用料が無償であること

#### 留意事項及び補足説明

- 私道にある個人所有の地下埋設物を下水道の敷設工事時に移設させていただくことがあります。その場合、地下埋設物所有者に委任状をご提出いただきます。
- 土地使用の契約を締結した土地所有者が、売買・相続等で変更となる場合、新しく土地所有者になられた方に同契約の内容を引き継ぎ、地位を継承していただきます。
- 私道に対して権利（地役権・借地権）を有している人の承諾書を提出していただきます。



### 私道等に共同排水設備を設置する場合（私道共同排水設備設置補助制度）

「私道共同排水設備設置補助制度」とは、近隣住民の皆様のご協力で、皆様が共同で排水設備設置工事を行い、「補助の要件」を満たし、2戸以上で共同して使用する場合、その費用の一部を補助する制度です。  
※予算が無くなり次第終了しますので、あらかじめご了承ください。

#### 補助の要件

- 以下の要件を満たしている場合、岡山市からの補助金の対象となります。
- 公共下水道の供用開始区域内であること
- 私道の幅員が1m以上あり、かつ、その一端が公道に接続していること
- 私道に汚水を排除すべき戸数が2戸以上で、かつ、所有者が異なること
- 共同排水設備工事完了後、速やかにくみ取り便所の水洗化または浄化槽の廃止工事を行い、公共下水道に接続すること
- 私道部分の土地所有者の使用承諾及び下水道使用予定者全員が申請すること

#### 補助対象

共同排水設備工事や舗装の復旧工事、地下埋設物などの移設工事が対象となります。

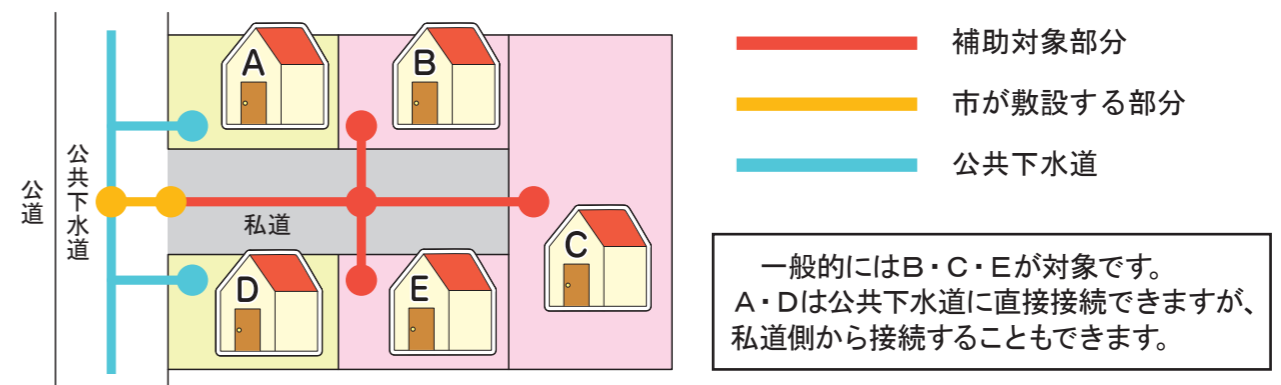
#### 補助金額

補助金額は、**補助対象工事費総額の2/3**です。ただし、供用開始後、3年を経過した区域を施工する場合は、1/2となります。なお、この補助対象工事費とは、**標準的な積算基準（本市積算）額と工事見積額を比較していずれか少ない方の額になります。**また、補助対象にならない経費などは除外されます。

#### 遵守事項

- 岡山市下水道排水設備指定工事店で設計・施工を行ってください。
- 共同排水設備工事、宅地内排水設備工事は、補助決定日から速やかに実施していただきます。
- 市税、下水道事業負担金、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水処理施設使用料を滞納しているものについては、補助事業者としません。
- 補助を受けて設置した共同排水設備では、新たに利用者が生じたときは、その使用は拒めません。

※上記の事項を遵守していただきませんと、補助金が交付されなかったり、あるいは補助金の返還を求められることとなりますので、ご注意ください。



## 12. 各種補助制度について

### 低地汚水ポンプ施設設置補助制度

#### 補助要件

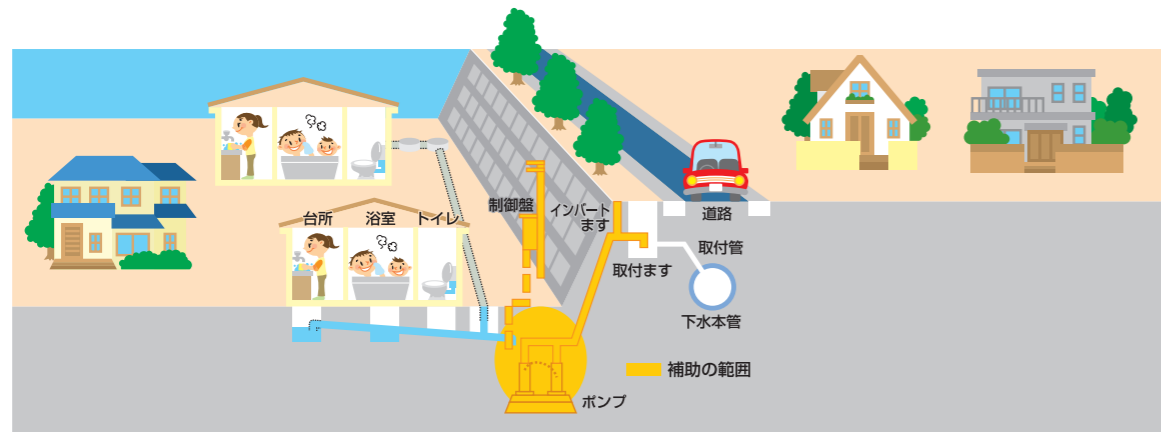
○公共下水道供用開始区域内で、地形的条件等により自然流下で公共下水道に直接排除できない既設建物所有者または使用者で、くみ取り便所の水洗化または浄化槽の廃止工事と同時に低地汚水ポンプ施設設置工事をを行うこと

○汚水ポンプ施設設置場所の土地所有者の同意を得ていること

○市税、下水道事業負担金、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと

#### 補助金額

汚水ポンプ施設の設置に要する費用に1/2を乗じた額とし、限度額は1戸当たり800,000円とします。  
※予算が無くなり次第終了しますので、あらかじめご了承ください。



### 水洗便所改造等補助制度

既存の建物のくみ取り便所を水洗便所に改造又は、浄化槽を廃止して、建物に付属する排水設備をすべて公共下水道へ接続した皆さまに対して、予算の範囲内で補助金を交付します

#### 対象となる区域

「供用開始日から3年度を経過していない公共下水道の処理区域」または「処理予定区域」

#### 対象となる工事と補助金額

「対象となる区域内にある「既存の建物」（新築工事を除く）で、以下の内容の工事

#### 補助要件

- 市税、下水道事業負担金、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと。
- 生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助制度の交付申請していないこと。(事業を中止したもの除く)

工事内容	補助金額
くみ取り便所を水洗便所に改造して、公共下水道へ接続	便槽1槽につき 50,000円
浄化槽を廃止して、公共下水道へ接続	浄化槽1槽につき 20,000円

※アパート等については、戸数に応じて補助金額を決定（上限20万）

※市が行う排水設備等工事の完工検査に合格し、合格日が前年度又は当該年度であること。

## 13. お問い合わせ先

内容	担当課	電話番号
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下水道事業負担金について</li> <li>• 下水道使用料について</li> </ul>	下水道営業課 使用料・負担金係	086-803-1485
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下水道への新規接続、排水設備について</li> <li>• 私道共同排水設備設置補助制度について</li> <li>• 低地汚水ポンプ施設設置補助事業について</li> </ul>	下水道営業課 排水設備係	086-803-1488
	北部下水道事務所（御津・建部地区）	0867-24-3921
	瀬戸下水道事務所（瀬戸・上道地区）	086-952-1124
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共下水道のつまり・維持管理について</li> </ul>	下水道保全課 管路係	086-803-1490
	北部下水道事務所（御津・建部地区）	0867-24-3921
	瀬戸下水道事務所（瀬戸・上道地区）	086-952-1124
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 私道内公共下水道設置制度について</li> </ul>	下水道河川計画課 調整係	086-803-1502
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共下水道の整備計画について</li> <li>• 公共下水道の工事に関すること</li> </ul>	下水道管路整備課工務第1係～第4係	086-803-1509 086-803-1510 086-803-1511 086-803-1512
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 供用開始について</li> <li>• 水洗便所改造等補助制度について</li> </ul>	下水道営業課 営業係	086-803-1489
※宅地内の排水設備の設置及びトイレや排水管が詰まったときは、指定工事店へ直接ご依頼ください。		

### 岡山市下水道河川局ホームページ

下水道河川局トップページ 岡山市

検索

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000017256.html>

